

子ども・子育て会議	
資料 No. 5	H26, 04, 30

## 条例策定についての考え方について

市町村においては、本年秋以降の新制度の準備手続の開始、またその前段として関係者への周知が必要であることを考えると、基準を定める条例の制定・公布は、秋以前のできるだけ早期に行う必要があります。

(本市は9月定例会に上程予定)

今後のスケジュールを考えると、市町村は、今回提示された国の基準（案）を基に、個々の基準について、国の基準のとおりとするのか、市町村独自の基準とするのか、独自の基準とする場合はどのような基準とするのかの意思決定を早急に行う必要があります。

したがって、正式な府省令の公布を待たずに、今回提示された国の基準（案）ベースで、本市の考え方を示します。

### 1 木津川市の考え方

- ① 現在の木津川市の事業等の基準が、国の示す基準より高い場合には、質の確保の観点から、現在の本市の基準を基本とします。
- ② 本市の事業等が国の基準に合わせて運営が行われており、現状において運営上の課題が認められていないものについては、国基準案を基本とします。
- ③ 新規事業については、国基準案を基本とします。
- ④ 条例の制定にあたっては、木津川市の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」いずれも国の基準をもって本市の基準とします。

## 2 市の条例の基準案

- ①木津川市 地域型保育事業の基準 別紙①  
(家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)
- ②木津川市 放課後児童健全育成事業の基準 別紙②  
(放課後児童クラブ)
- ③木津川市 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 別紙③